

材料エネルギー学部入学前既修得単位認定取扱要項

(令和5年4月1日材料エネルギー学部長決裁)

(令和6年3月13日一部改正)

機密性1

(趣旨)

第1条 この要項は、入学前の既修得単位の認定に関する取扱要項（平成16年4月1日学長決裁）第2項の規定に基づき、材料エネルギー学部における単位数について、必要な事項を定める。

(認定単位数)

第2条 材料エネルギー学部における単位数は別表のとおりとする。

2 別表に定める認定単位数は、それぞれの科目区分で認定可能な単位数の上限を示しており、合計60単位を上限とする。

(事務)

第3条 入学前の既修得単位認定に関する事務は、松江地区学部等事務部学務課において処理する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、入学前の既修得単位認定に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から実施する。

附 則（令和6年3月13日一部改正）

1 この要項は、令和6年4月1日から実施する。

2 令和5年度の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この要項による改正後の材料エネルギー学部入学前既修得単位認定取扱要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

区 分			認定単位数	
全学基礎教育科目	外国語	初修外国語	2 単位	合計 6 0 単位
	人文社会科学分野 自然科学分野 学際分野		1 2 単位	
	専門教育科目		5 0 単位	